

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年三月二十五日第二十五号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号				取消 番号
建築基準法 第四十二 条第一項 第四号				指定の取消し に係る 道路の種 類
令和七年六月二 十日				指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番十九 から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番四 三まで 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番四 から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番 四まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十三番四 十五から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九 十三番四まで				指定の取消しに係る道路の位置
百二十四・〇				指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇				指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)